お 知 ら せ

面河川漁業協同組合
http://jf-omogo.or.jp
(0892)56-0132

1. 漁業(遊漁)の方法を次のとおり定める。

漁業の名称	漁業の方法	統数又は規模	期間	注意事項
あゆ漁業	友釣(A)		6月1日より11月30日まで	
	竿釣 たも網	たも網口径1m以内	〃	友釣・まき餌・ルアー禁止
	ヤス	発射装置を有するもの禁止	8月1日より11月30日まで	遊漁は8月3日より
	と網 なげ網	1人1投　網目15mm以上	〃	〃
	小型狩刺網	1人5統以内　高さ1.2m以内 長さ30m以内　網目18mm以上	〃	〃
	大型狩刺網	1人3統以内　高さ3m以内 長さ50m以内　網目18mm以上	〃	〃
	うえ	口径1m以内　長さ2m	〃	〃
あまご類漁業	竿釣 たも網	たも網口径1m以内	2月1日より9月30日まで	まき餌禁止
	ヤス	発射装置を有するもの禁止	8月1日より9月30日まで	遊漁は8月3日より
	と網 なげ網	1人1投　網目15mm以上	〃	〃
	小型狩刺網	1人5統以内　高さ1.2m以内 長さ30m以内　網目18mm以上	〃	〃
	大型狩刺網	1人3統以内　高さ3m以内 長さ50m以内　網目18mm以上	〃	〃
	うえ	口径1m以内　長さ2m	〃	〃
うなぎ漁業	手釣・竿釣 たも網	たも網口径1m以内	4月1日より9月30日まで	
	うなぎかご		〃	
	ヤス	発射装置を有するもの禁止	8月1日より9月30日まで	遊漁は8月3日より
	うえ	口径1m以内　長さ2m	〃	〃
こい漁業	竿釣 たも網	たも網口径1m以内	1月1日より12月31日まで	
	ヤス	発射装置を有するもの禁止	8月1日より12月31日まで	遊漁は8月3日より
	と網 なげ網	1人1投　網目15mm以上	〃	〃
	小型狩刺網	1人5統以内　高さ1.2m以内 長さ30m以内　網目18mm以上	〃	〃
	大型狩刺網	1人3統以内　高さ3m以内 長さ50m以内　網目18mm以上	〃	〃
	うえ	口径1m以内　長さ2m	〃	〃

※漁業(遊漁)にエンジン付きの船の使用はお控えください。

2. 禁止区域(禁漁区)

次に掲げる区域内においては、水産動物の採捕をしてはならない。

(1)上浮穴郡久万高原町下畑野川クモ淵下流端からコウリ堰下流までの間。
(2)上浮穴郡久万高原町蛭子堰堤上流端から和田の窪堰堤下流端までの間。
(3)四国電力堰堤魚道及び砂防堰堤魚道。
(4)やなの設置場所(やなロ)から上流100メートル。
(5)面河ダムサイドから上流100メートルまで。
(6)久万高原町下直瀬大橋下流から川崎堰堤上流まで。

3. 年間鑑札料金表

鑑札別	漁具・漁法別	組合員料金	遊漁者料金
腕章　A	友釣・竿釣・手釣・たも網	3,800円	7,000円
腕章　釣	竿釣・手釣・たも網（友釣は禁止）	1,700円	2,800円
腕章　釣	〃　（高校生）	850円	850円
カード	ヤス・たも網	2,700円	3,800円
カード	〃　（小・中・高校生）	1,350円	1,350円
カード	うなぎかご	2,700円	4,800円
カード	と網・投げ網	3,800円	5,900円
カード	小型狩刺網	5,000円	7,000円
カード	大型狩刺網	27,000円	37,000円
カード	うえ	6,000円	8,100円
カード	やな	32,000円	なし
腕章　B	友釣・竿釣・手釣・たも網・小型狩刺網・ヤス	7,000円	11,500円

(注)遊漁者の小学生・中学生・70歳以上の高齢者は、竿釣・手釣のみ無料です。

4. 遊魚者用一日鑑札料金表

鑑札別	漁具・漁法別	遊漁者料金
カード	友釣	3,000円
カード	竿釣・手釣	1,700円

5. 注意

◎必ず鑑札を受けて漁業を行ってください！鑑札がない場合は罰せられます。
◎あゆの友釣は、必ず腕章ＡもしくはＢの鑑札を受けて行ってください。
◎あゆ釣りに関しては友釣り以外は禁止です。
◎遊魚者のヤス・狩刺網・と網・投げ網は8月3日より11月30日までとなります。
◎管理区域内でのシャクリの漁法は禁止です。

6. 罰則

定められた期間外は禁漁期間です。期間外の漁業・遊魚及び定められた漁具・漁法以外を使用した場合、過怠金を課せられます。また、愛媛県内水面調整規則により罰則があります。

ます類15cm以下、うなぎ25cm以下は採捕禁止となっております。

違反者は懲役もしくは300万円以下の罰金、またはこれらを併科されます。

河川は国民の共有財産です。
限られた漁場ですので、お互いに譲り合ってルールを守り、楽しい漁場にして下さい。

令和7年1月1日より施行